代理資金決済事務取扱契約書

株式会社ほふりクリアリング（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙を決済銀行と指定するすべての決済銀行指定参加者と甲との間の資金の受払いに関する決済銀行の業務の取扱いについて、以下のとおり契約を締結する。なお、本契約書中において、甲の業務方法書その他の甲の規則（以下単に「業務方法書」という。）の用語と同一の用語は、同一の意味をもつものとする。

（決済銀行の承認）

第１条　甲は、乙を決済銀行と指定する旨の申請について甲が承認した決済銀行指定参加者との間の資金の受払いについては、業務方法書の定めるところに従い、決済銀行指定参加者を代理する決済銀行の乙との間で行うものとする。

（決済銀行の業務）

第２条　乙は、業務方法書、決済銀行契約及び甲が別に定める「一般振替DVP業務マニュアル決済銀行編」その他甲と乙との間の取決めに従い、決済銀行の業務を行うものとする。

２　乙は、あらかじめ、決済銀行の業務を行うための日本銀行当座預金取引に係る乙の当座勘定（日本銀行金融ネットワークシステムのオンライン取引先に限る。）を指定し、甲に届け出るものとする。これを変更するときも同様とする。

（業務の担当）

第３条　乙は、決済銀行の業務を行う乙の本支店又は事務所及びその部署を指定し、あわせてその業務責任者を選任し、甲に届け出るものとする。これらを変更しようとするときも同様とする。

（決済銀行端末）

第４条　乙は、決済銀行の業務に係る端末装置を前条の本支店又は事務所に設置するものとする。この場合において、当該端末装置及び当該端末装置と甲のシステムとの間の通信回線の接続に係る回線設備の費用（回線使用料、敷設工事負担金等）は、乙の負担とする。

２　業務方法書又は決済銀行契約の規定による甲と乙との間の通知のうち、甲から乙への決済銀行指定参加者の参加者決済額及び決済銀行受払額の通知は当該端末装置への情報の提供により、乙から甲への承認通知又は不承認通知は当該端末装置からの入力により行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、甲又は乙の端末装置、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じた場合には、その都度両者が協議して定める方法で通知を行うものとする。

（報告）

第５条　甲及び乙は、端末装置、通信回線又はコンピュータ等の障害によりその業務を営むことが困難になった場合には、直ちに、相手方に報告するものとする。

２　乙は、次の各号に定める場合に該当する場合には、速やかに甲にその旨を通知するものとする。

（１）乙を決済銀行として指定する決済銀行指定参加者との決済銀行契約が終了したとき。

（２）乙が決済銀行の業務として行う甲との間の資金の受払いを停止する事由として業務方法書に規定する事由に乙が該当したとき。

３　前項に規定するほか、乙は、甲から決済銀行の業務に関してその理由を示して請求があったときは、必要な限度で報告し、又は調査に必要な便益を提供するものとする。

（決済銀行の業務の状況）

第６条　甲は、乙の決済銀行の業務の状況が業務方法書、決済銀行契約又は本契約に違反する場合は、乙に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

２　甲は、前項の勧告後も、乙の決済銀行の業務の状況が是正されないときは、業務方法書の規定に基づき乙との間で決済銀行の業務に係る資金の受払いを行うことを停止することができるものとする。この場合において、甲が前項の違反の状況が特に重大であると認める場合は、本契約を解約することができるものとする。

（業務方法書等の変更）

第７条　甲は、業務方法書のうち決済銀行の業務に直接関連する部分を改正したとき及び「一般振替DVP業務マニュアル決済銀行編」を変更したときは、その都度これを乙に通知するものとする。

（解約）

第８条　この契約は、乙を決済銀行として指定する決済銀行指定参加者と乙との間のすべての決済銀行契約が解約され、その効力が発生したときに、解約される。

２　この契約の改定については、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

（秘密保持）

第９条　甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第１０条　本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

２　本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の成立を証して本契約書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　年　月　日

住　　　所　　東京都中央区日本橋兜町七番一号

甲　商号又は名称　株式会社ほふりクリアリング

　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　　代表取締役社長　中村　明雄　　　　印

住　　　所

乙　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印